

# 五所川原市消費生活センターからのお知らせ

## ～その話、本当に大丈夫？～

今回は、実際の相談事例をもとにした2つの事例を紹介します。あやしいな？おかしいな？と感じたら一人で悩まず、すぐにご相談ください。



### 安売りにつられて通ったら・・・高額な健康食品を売りつけられた

#### 【事例】

一人暮らしの高齢の母の様子を見に行くと、未開封の健康食品が大量にあるのを見つけた。母に詳しく話を聞くと、パンやたまごを安く販売したり、洗剤をプレゼントしてくれるお店に通っていたら、お店の人に高額な健康食品を勧められたらしく、いつも親切にしてもらっているという気持ちから、断りきれずに何回か購入契約をしたそうだ。

契約では分割払いになっているが、年金生活者が毎月支払っていきえるような金額ではなく、このままでは、経済的に破たんしてしまう。

#### 【助言】

○特定商取引法の「訪問販売」に該当する場合、法定書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

○契約書を受け取ってから8日以上経過している場合でも、契約を取り消しできる場合がありますので、あきらめずに五所川原市消費生活センターにご相談ください。



### 固定電話が使えなくなる？

#### 【事例】

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「お宅でお使いの電話回線は、あと2、3年で廃止されます。工事をしないと電話が使えなくなります。今なら工事費用は無料で、毎月の電話料金もほとんど変わりません」と言われたので、工事をお願いした。

しかし、工事後、電話料金が倍近くになったので、電話会社に苦情を言うと、「最近そのような苦情が多いので、料金を安くします」と言われ、その後、聞いたこともない事業者から契約書が届いた。

#### 【助言】

○自宅固定電話に関する契約について、事業者から勧誘を受けてその契約を承諾した場合には、通常、事業者から重要事項説明書や契約書などの書面が送付されてきます。書面が届いたら、早めに目を通し、事業者

から受けた説明と相違がないか確認しましょう。

○一定の範囲の電話に関する契約では、クーリング・オフに似た制度（初期契約解除制度）を利用できます。また、工事実施前であれば無償解約に応じる事業者もあります。

○契約書を受け取ってから日数が経ってしまった場合でも、あきらめずに五所川原市消費生活センターにご相談ください。



### ご家族の方へ

事例のようなことが発覚しても、頭ごなしに高齢者を叱ったり詰問はせず、やさしくゆっくりと高齢者の話に耳を傾けましょう。

高齢者に、次のような変化はありませんか？日頃から高齢者の様子に変化がないか見守りましょう。

- ・高齢者の家の中に、布団、服、健康食品などが大量にある。急に増えた。
- ・高齢者宅に、見慣れない人や自動車が頻繁に出入りしている。荷物が頻繁に届いている。
- ・高齢者が、何をやっているのか、よくわからないようなイベント会場や店舗などに出入りしている。急に外出が増えた。
- ・高齢者が、急に生活費が不足するなどお金に困ったような様子をみせている。

困ったとき、不審に思ったときは、五所川原市消費生活センター（TEL33-1626）にご相談ください。

### ～五所川原市相談窓口紹介ネットワーク～

市では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消や様々なトラブルの未然防止に向け、地域の見守りに取り組んでいる団体等を通じて消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介しています。

構成団体…五所川原市民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

地域の見守りが、高齢者の消費者トラブルを防ぎます。

高齢者と日常的に接しているご家族や身近な方々には、日頃から高齢者の様子を気にかけていただき、見守りに取り組んでいる団体等や各種相談窓口と連携して、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

### ～五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先～

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	消費者ホットライン	TEL 局番なし188(いやや) / 月～金 9:00～17:30 / 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
		五所川原市消費生活センター	TEL33-1626 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	TEL0120-102-143 月～金、第2・4土曜日 9:00～17:00 (祝日を除く)
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市子育て支援課	TEL35-2111 (内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市健康推進課	TEL35-2111 (内線2385) (要予約) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市地域包括支援センター	TEL35-2111 (内線2462) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	TEL39-1212 24時間
交通事故相談	交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談	交通事故相談所	TEL017-734-9235 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

あやしいな？おかしいな？と感じたら一人で悩まず、すぐ相談！

五所川原市消費生活センター 相談専用電話 TEL33-1626  
場 所…一ツ谷503番地5 市民学習情報センター内  
受付時間…月曜～金曜日 8:30～17:15 (祝日および年末年始を除く)

